技能職員の給与等の見直しに向けた取組方針

埼　玉　県
平成20年３月

　県職員の給与については、毎年、ホームページや広報紙「彩の国だより」において住民の皆さんにお知らせしています。その中で、技能職員についてもお知らせしていますが、これまで詳細には触れておりませんでした。
　この度、総務省からの要請もあり、以下のとおり、技能職員の給与等の現状や今後の見直しに向けての取組方針をまとめましたので公表します。

１　技能職員

・ 技能職員は、学校の用務員、学校給食の調理員、研究機関で動物飼育や農場作業等を行う補助員、公用車の運転手及び守衛等の業務を行う職員です。

・ 一般の職員の給与は、人事行政の中立的・専門的な第三者機関である人事委員会の勧告により、地域の民間企業、国、他の地方公共団体との均衡を図って決定しているのに対し、技能職員の給与は、法令の規定により人事委員会勧告の対象とはなっていません。
　しかしながら、一般の職員と技能職員とは一体となって公務に従事していることから、技能職員の給与は、人事委員会勧告の対象となっている職員のうち、管理監督者のような役職に就いていない職員の給与に準じて措置してきました。

２　現状

（1） 職種ごとの業務内容、職員数、平均給与等のデータ

　対象の職員は、いわゆる正規の常勤職員のみ、すなわち、雇用期間が定められていない週40時間勤務の常勤職員です。臨時・非常勤職員及び定年後の再雇用者は含みません。

職　種	用務員	学校給食員	研究補助職	自動車運転職	動物指導職	守　衛	その他
主な業務内容	高校等における清掃、ごみの分別作業、軽微な維持修繕、学校行事の準備作業、植栽剪定等の種々の雑務	高校等における給食調理	牛、豚、鶏などの飼育、米麦、野菜、果樹などの育種、ほ場整備等の試験研究補助	公用車の運転	狂犬病予防法に基づく野犬の捕獲収容等	庁舎の警護、鍵の出納保管等の守衛業務	■主な職種 ・農場作業職（農業高校等での農場整備） ・衛生作業職（入院患者のベッドメイキング、配膳等看護師の補助業務） ・電話交換手
職員数	308 人	61 人	76 人	41 人	27 人	5 人	164 人
平均年齢	53.5 歳	54.5 歳	47.3 歳	49.3 歳	47.0 歳	59.1 歳	52.0 歳
平均経験年数	33.1 年	33.7 年	28.5 年	29.3 年	27.8 年	36.3 年	32.3 年
平均給与	409,350 円	408,812 円	422,763 円	438,296 円	433,840 円	462,941 円	412,792 円

※　平成19年4月現在の状況です。
※　平均給与は、給料月額（基本給）のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当など、月ごとに支払うこととされているすべての諸手当を含んだ額です。

（2） 職種ごとの年齢別の人数・平均給与のデータ

〔用務員〕

年齢区分	50歳未満	50歳以上55歳未満	55歳以上
職員数	90 人	45 人	173 人
平均給与	355,418 円	409,793 円	437,292 円

〔学校給食員〕

年齢区分	50歳未満	50歳以上55歳未満	55歳以上
職員数	13 人	15 人	33 人
平均給与	357,663 円	409,345 円	428,720 円

〔研究補助職〕

年齢区分	50歳未満	50歳以上55歳未満	55歳以上
職員数	43 人	17 人	16 人
平均給与	388,474 円	465,748 円	469,242 円

〔自動車運転職〕

年齢区分	50歳未満	50歳以上55歳未満	55歳以上
職員数	19 人	10 人	12 人
平均給与	409,968 円	451,364 円	472,257 円

〔動物指導職〕

年齢区分	50歳未満	50歳以上55歳未満	55歳以上
職員数	18 人	4 人	5 人
平均給与	416,652 円	476,797 円	461,356 円

〔守衛〕

年齢区分	50歳未満	50歳以上55歳未満	55歳以上
職員数	－	－	5 人
平均給与	－	－	462,941 円

〔その他〕

年齢区分	50歳未満	50歳以上55歳未満	55歳以上
職員数	52 人	45 人	67 人
平均給与	392,548 円	421,383 円	422,733 円

(3) 賃金構造基本統計調査 [賃金センサス(厚生労働省)]

(1)の各職種ごとの技能職員のデータに対応する民間企業の調査データはありません。参考として、賃金センサスのデータをお示ししますが、調査目的の違いにより、雇用形態が様々であり、年齢、経験年数等の諸条件が県の技能職員と大きく異なることから、給与を単純に比較することはできません。

対象の労働者は、年齢に比べると総じて経験年数が短くなっていますが、これは、本県技能職員のデータとは異なり、正規社員の他に、期限付きの労働者(アルバイト、嘱託社員、契約社員等)、定年後の再就職者などが多く混在していることによります。

職　種	用務員	調理士	研究補助職	自家用乗用自動車運転者	動物指導職	守　衛
賃金センサス上の仕事の概要	事務所内外の清掃、後片付け等の種々の雑務	飲食店、旅館、ホテルなどでの調理	類似する業務についての資料はありません	会社所有の車の運転による社員等の送迎	類似する業務についての資料はありません	工場、事務所等での守衛業務
平均年齢	53.9 歳	41.2 歳		54.6 歳		61.0 歳
平均経験年数	未公表	7.2 年 本県職員の約5分の1		10.0 年 本県職員の約3分の1		4.8 年 本県職員の約8分の1
平均給与	227,200 円	267,500 円		296,800 円		208,400 円

※ 数値は、平成16年、17年、18年の各6月分の3か年平均です。

※ 用務員は全国平均で、平均経験年数は公表されていません。その他の職種は埼玉県のデータです。

※ 研究補助職と動物指導職は、データがないため比較することができません。

※ 平均給与は、基本給、家族手当、住居手当、通勤手当など、月ごとに支払うこととされているすべての諸手当を含んだ額です。

(4) その他給与に関する事項等

● 技能職員の給与等に関する規程

3 基本的な考え方

■ 技能職員の給与については、生計費、国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮し定めることとされていることを踏まえ、住民の理解と納得が得られるよう適正な給与制度・運用としていくため、常に見直しの検討を行っていきます。

4 具体的な取組内容

	近年の主な取組例	今後の取組内容
給料表	○ 給与水準の引下げ (国の技能職や県の一般の職員に準じた水準の引下げ ▲4.9% : 平成18年度)	○ 給料表については、国や他の都道府県における同種の職員の給与を参考とし、また、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながら、今後とも、常に給料表全般の見直しを行い、適正なものとしていきます。
手　当	○ 住居手当(持ち家)の引下げ (▲6% : 平成17年度)	○ 手当については、人事委員会勧告に基づく一般の職員の給与との均衡を図ることを基本とし、その職務の性格や内容を踏まえつつ、今後とも、常にその在り方について見直しを行い、適正なものとしていきます。
	○ 通勤手当(電車・バス通勤)の引下げ (▲4% : 平成16年度)	

5 その他

(1) 技能職員の職員数の推移

年　度	平成9年度 (a)	平成19年度 (b)	平成9年度と平成19年度との比較	
			減少数 [(c)=(b)-(a)]	減少率 [(c)/(a)]
職員数	1,152 人	682 人	▲ 470 人	▲ 40.8 %

(2) 民間委託の推進、事務・事業の見直し等

・ 学校給食員については、平成14年度から順次民間委託を導入しています。

・ 用務員については、平成20年度から一部に民間委託を導入していきます。

・ その他の職種については、行財政改革を推進する中で業務のあり方を検討します。